

# 遺産分割前の預金出金に関する相続法改正

令和元年 8 月 20 日  
奈良総合法律事務所  
弁護士 荒木 秀夫

## 1 改正前の実務

- (1) 金融機関に対する預貯金債権は、当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となる（最高裁平成 28 年 12 月 19 日決定）。  
→預貯金を出金するためには遺産分割協議（相続人全員の合意）が必要となる。  
※上記最高裁判決前でも、銀行は事実上相続人全員の合意を求めていたが、上記最高裁判例により、理論上も払戻を請求できなくなった。
- (2) そのため、葬儀費用、相続債務や相続税などの支払いが必要になる場合でも、以下のような場合に、（遺産分割審判を経なければ）相続預金の出金ができないという事態が起こった。
  - ア 相続人間に紛争がある
  - イ 一部の相続人の所在が不明 など
- (3) 現実には、死期が迫ってくると、相続人予定者がある程度の金額を出金してしまうことで対応していた。

## 2 相続法改正（令和元年 7 月施行）による対応策

- (1) 対応策①（遺産分割の保全処分の要件緩和）
  - ア 概要
  - 相続債務の弁済、相続人の生活費の支弁その他の事情により、遺産である預貯金債権を行使する必要があると認めるときは、預貯金の全部又は一部をその者に仮に取得させることができる（家事事件手続法 200 条 3 項）。
  - イ 遺産分割の審判前に、比較的早期に出金できるというメリットがある。
  - ウ もっとも、裁判所の手続を経なければならず、ハードルは高い。
- (2) 対応策②（裁判所の判断を経ずに一部の払戻しを認める制度の新設）
  - ア 概要
    - ① 相続開始時の預貯金額 × 1 / 3 × 法定相続分の範囲で、単独で払戻が受けられる（民法 902 条 2）。
    - ② 上限は各金融機関ごとに 150 万円（平成 30 年法務省令第 29 号）
  - イ 裁判所の手続を経ずに、他の相続人の合意を得ずに出金でき、今後多くの利用が見込まれる。

以上